参考資料３

多摩区支え合いのまちづくり推進会議について



川崎市地ケア広報キャラクター「あいちゃん」

本会議の目的について

参考資料３

多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

第２条　区長は、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

（１）地域包括ケアシステムの推進に関すること。

（２）地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関すること。

（３）行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関すること。

（４）地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

（５）地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関すること。

（６）前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

地域包括ケアシステムとは

参考資料３

背景

2025年、団塊の世代が75歳以上を迎え、社会保障の需要がさらに増加

国が目指す地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制　→　高齢者を中心に据えた考え方

川崎市が目指す地域包括ケアシステム

高齢者に限定せず、障害のある方や子ども、子育て中の親など「何らかのケア」を必要をする人を含めた全ての人を対象にした体制

地域福祉計画とは

参考資料３

地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通事項

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業の実施に関する事項

推進ビジョンと関連個別計画の関連性

参考資料３



多摩区地域包括ケアシステム推進体制

参考資料３

